

権利継承者問題

——戦後西ドイツにおけるユダヤ人ゲマインデの「連続」と「断絶」——

武井彩佳

1) はじめに

1945年5月8日、ドイツの無条件降伏で12年間に渡るナチ支配が終焉した時には、ドイツはユダヤ人の墓場と化していた。20世紀初頭には60万人を数えたドイツ・ユダヤ人社会は壊滅状態にあり、迫害を生き延びたユダヤ人の数はドイツ全土で1万5千人ほどに過ぎなかった。家族・親類全員が殺害され、相続者が一人として残っていないユダヤ人財産がドイツ全土に無数に存在していた。また迫害によりほとんどのユダヤ人ゲマインデ（コミュニティー）が消滅し、かつてこれらの共同体が所有していたシナゴークや墓地、老人ホームなどのユダヤ人公共財産も各地に散在していた。

終戦とともに、このような相続者不在のユダヤ人財産をいかに処分するかという問題が持ち上がった。通常、相続者不在の財産は国庫に入る。しかしながら国家によるユダヤ人迫害の性格上、加害者であるドイツ側が犠牲者の財産を相続することは道義上許されないとされた。そのため、ユダヤ人財産がドイツの国庫に入るのを防ぐためにも、このような財産に対して返還相続を要求する権利を有する存在、つまりはその相続者を作り出す必要があった。それが「権利継承者 (Rechtsnachfolger)」と呼ばれるものである。だが相続者不在のユダヤ人財産の中でも、ユダヤ人個人財産と公共財産とでは性格が違っていた。個人財産の場合は「相続者の不在」という状態は不可逆であったが、公共財産の場合は崩壊したゲマインデが再結成されることにより、その後継者が生まれる可能性があったからである。実際に、生き延びた僅かなユダヤ人により、1945年夏頃から各地でゲマインデが再結成されている。

しかし、ここで戦後ゲマインデの法的性格について疑問が投げかけられた。戦後ゲマインデが戦前ゲマインデの権利継承者であるとする、前者は後者の直接の延長線上にあることになるが、この二つの存在は本当に連続しているのだろうか？戦前ゲマインデは迫害により断絶したのではないのか？戦後のゲマインデの結成は、全く新しい存在の創設を意味しているのではないのか？

本稿では、戦前ゲマインデを継承する者は誰かという問題をめぐってたたかわされた議論全般を、「権利継承者問題 (Rechtsnachfolgerfrage)」と名付けた。この問題は当初は主観的次元で議論されるにとどまっていたが、ドイツの西側連合軍占領地区で返還法が施行され、国家により没収されたり不当に「アーリア化」されたユダヤ人財産の返還が義務づけられたことで、現実問題

として対処を迫られることとなった。消滅したゲマインデの財産を相続すべき存在が、実際に必要とされたからである。本稿では、1947年11月10日に法律第59号として返還法が施行された米軍占領地区（バイエルン、大ヘッセン、ヴェルテンベルク・バーデン）⁽¹⁾に焦点を当てて、問題の展開とその背景を分析する。そしてユダヤ人財産の返還と相続という現実の行為を通して、ゲマインデ存在の「連続」または「断絶」がいかに客観的・法的な観点から問われたのかを見てゆく。

2) 返還法の施行と継承団体の設立

アメリカやパレスチナなどの海外ユダヤ人社会においては、第二次世界大戦終了以前に戦後の補償問題についての話し合いが始まっていた。ヨーロッパのユダヤ人コミュニティの多くが全滅し、その残した財産の回収・処分の問題が浮上するのは明白であった。相続者不在となったユダヤ人財産の処分について、1944年11月に開かれた「世界ユダヤ人会議（World Jewish Congress）」の「戦時緊急会議」では実に画期的な案が示されている。このような財産を国際的なユダヤ人組織が管財人として相続し、ヨーロッパのユダヤ人の救済、さらにはパレスチナのユダヤ人国家建設のために使用するというものである⁽²⁾。「ユダヤ民族全体を、殺害されたユダヤ人の財産の相続者であると見なすよう求めるのが公正であろう」と、シオニスト指導者のナフム・ゴールドマンは会議で語っている⁽³⁾。

このような発想は、従来のディアスポラ的な発想からの一大転換であった。それまでユダヤ人は居住国での存在権を闘ってきた際に、人は人種・宗教に関係なく「市民」として法の下で皆平等であり、この枠組みの中においてこそ個人の最大の幸福が保証されるという、フランス革命以来の理念を旗印としてきた。ここでユダヤ人自身が自らを国境を越えた一つの民族集団として認識し、ユダヤ人迫害の特異性と彼らの要求の正当性を主張したのは、明らかに従来の国民国家の枠組みからの脱却であった。ユダヤ民族という単位を自己理解の出発点としたことで、彼らは「市民」としての平等とその無名性からも脱却したのである。それはまた、原則としての平等の理念が、ホロコーストという惨事の後ではすでに無意味なものとなっていたことを示すものでもあった。

こうして相続者不在のユダヤ人財産を回復するため、国際的なユダヤ人の「継承団体（Successor Organization/Nachfolgeorganisation）」の設立がジュウイッシュ・エージェンシーやジョイント（American Jewish Joint Distribution Committee）、世界ユダヤ人会議など国際的ユダヤ人組織を中心に進められ、「ユダヤ返還委員会（Jewish Restitution Commission）」が設立された。その任務は返還されるべきユダヤ人財産を確定し、返還を要求し、財産を相続し、それを管理または処分して、その売却利益をナチ犠牲者の救済のために分配することであった⁽⁴⁾。委員会は1947年5月12日にニューヨーク州で法人として登録された⁽⁵⁾。

しかしながら、ユダヤ人継承団体による財産相続というアイデアに理解を示したのは、ドイツ

を占領する連合軍勢力の中でも米軍政府のみであった。ソ連軍政府は相続者不在の財産は国庫に入れるという従来の方針を固持し、市民平等の原則に立つ仏軍政府は、相続者不在の財産をユダヤ人・非ユダヤ人を問わずナチ犠牲者全般の救済のための共通基金に移す方針を取った。英軍政府は返還された財産がパレスチナ独立運動にまわることを危惧して、ユダヤ人への特別な配慮には消極姿勢を見せていた。ナチ迫害の後でもなお、ユダヤ人がユダヤ人としての要求を認めさせるのは容易なことではなかったのである。このような中で当時の米軍政府長官のクレイは、「相続者不在のユダヤ人財産は、ラントの国庫ではなく財産を奪われた集団の代表、またはその被信託人が管理する別の基金へ入るべきであり、またそれはナチ迫害の生き残りの救援とリハビリのために使われるべきであるという原則を受入れさせるために、英仏軍政府の同僚と渡り合わねばならなかった」⁽⁶⁾であった。

統一的な返還法の施行のために各占領地区の軍政府と交渉を続けた米軍政府であったが、結局足並みがそろわず、米軍政府は単独で1947年11月10日に法律第59号として返還法を發布した。ここに相続者なくして死亡したユダヤ人の財産と、消滅したユダヤ人組織の財産は、継承団体により相続されることが定められた。その第8条には次のようにある。

「法人または法人化されていない協会が、(...) 解体もしくは自己解体を余儀なくされた場合、もし解体されていなかったならばこれらの法人や協会に属したであろう返還請求権は、軍政府により任命された継承団体により行使されるであろう」⁽⁷⁾

さらに返還法を受けて發布された軍政府規則第3号は、軍政府により認可されるべき継承団体の条件として、団体は非営利・慈善団体でなければならず、また代弁すべき「集団または階級全体 (entire group or class)」を真に代表するものであり、その資産は「集団または階級」全体の利益になるように使用せねばならないとしている⁽⁸⁾。ここでいう「集団または階級全体」とは、国籍に関係なく迫害された「ユダヤ民族」全体を指す。つまり、返還法の施行地域は米地区に限られており、また返還の対象はかつてドイツに住んでいたユダヤ人、またはその組織の財産であったにもかかわらず、これらは世界中のユダヤ人の民族資産と見なされたのである。ナチによるユダヤ人迫害はドイツ国内に留まらなかった点、ヨーロッパを逃れてくるユダヤ人を世界中のユダヤ人社会が受け入れた点などが、財産を犠牲者救済の目的でユダヤ世界の代表者に委託する理由であった。しかし、ある国のマイノリティーが残した財産を、国境を越えてその同胞全体が相続するというのは全く前代未聞であり、国際法的な常識を打ち破るものであった。そのため継承団体の設立というコンセプトには抵抗も強かった。しかしこれが最終的に受け入れられていった背景には、ホロコーストという事実を前にそれまでの政治規範の崩壊を認めざるを得なかった自由世界の姿があったと言わねばならない。

返還法の施行以前に生まれていた「ユダヤ返還委員会」は、「返還相続ユダヤ人協会（Jewish Restitution Successor Organization）」（以下JRSOと表記）と名称を変更し、世界各国の12のユダヤ人組織⁽⁹⁾の代表から構成される理事会を意思決定機関とする非営利団体として、軍政府が示す条件を満たす継承団体としての認定を求めた。そして規則第3号が1948年6月23日に効力を発するのにもない、同日JRSOは軍政府により米地区における唯一のユダヤ人継承団体として認定され⁽¹⁰⁾、同年8月よりニュルンベルクをドイツ本部として活動を開始した。

3) 権利継承者をめぐる見解の相違

前述したように、JRSOは相続者不在のユダヤ人個人財産の相続者であり、同時に迫害により解体され消滅したユダヤ人ゲマインデやユダヤ人団体・協会の継承者でもあった。そのためシナゴグや墓地などの不動産、ゲマインデ名義の銀行預金や祭式道具などの動産についても、JRSOが返還相続者となる。このような形でのユダヤ人公共財産の回復は、戦前ゲマインデが完全に消滅している場合は問題がなかったが、ミュンヘンやフランクフルト、シュトゥットガルト、ハイデルベルクなど、比較的規模の大きい都市では戦後にゲマインデが再結成されており、ゲマインデが存在する土地での公共財産の処分をどうすべきかという問題が持ち上がった。返還法の第8条にあるように継承団体は、解体されもはや存在していないゲマインデの財産に対してのみ権利を行使することができたからである。

この点に関しJRSOは、戦前ゲマインデは全て解体され消滅しており、JRSOのみが公共財産の継承者であるという立場を取っていた。その理由としては第一に、戦前ゲマインデは1938年3月28日の法律により公法上の団体としての地位、つまり宗教法人としての地位を剥奪され、それ以後はいわば私的な協会に格下げされたことが挙げられる⁽¹¹⁾。これによりゲマインデの法的定義そのものが変更されたため、これはゲマインデの法的存在の断絶を意味していると言える。さらに、1939年7月4日に発布された「帝国民法」の第10条令により、ドイツ在住のユダヤ人、ゲマインデ、協会・団体、全てが「ドイツ・ユダヤ人全国連合（Reichsvereinigung der Juden in Deutschland）」に強制的に編入されている。これはニュルンベルク法の定義によるユダヤ人を統括する組織で、キリスト教徒も含むものであり、ゲシュタポの監督下におかれていた。ここにおいてユダヤ教を信仰する者の自由意思によるゲマインデは権利能力を失い、事実上解体されたと考えることができる。そしてこの全国連合も、1943年には解体されている。つまり、1945年5月8日の時点でドイツに宗教ゲマインデという形でのユダヤ人共同体は一つとして存在しておらず、1939年から1945年の間の空白は、法的にも実質的にもゲマインデの断絶を意味していた。

このようなJRSOの見解に対し戦後ゲマインデの多くは、ナチによるゲマインデの解体はなかったと主張した。ドイツ降伏後に連合軍管理理事会の法律第一号としてナチ法の失効が宣言されており、これを受けて1938年3月28日の法律も、「帝国民法」第10条令によるゲマインデの強

制編入も無効である、よってゲマインデの解体はなかったというのである。ゲマインデのユダヤ人の意識レベルでは戦後ゲマインデは「再建」されたのでもなければ「再出発」したのでもなく、ナチ時代を通して常に存在してきたのであった。フランクフルト・ゲマインデのあるユダヤ人の言葉を借りれば、「ゲマインデは権利継承者などではない。まだ存在している」⁽¹²⁾のである。つまり戦後ゲマインデは戦前ゲマインデそのものであるから、「継承者」という形容自体が不適当なのだと主張された。このような理解は、戦後ゲマインデが自らをヒトラー以前と同様の宗教法人であると見なしていることに表れている。例えばニュルンベルク・ゲマインデは、1945年末のゲマインデ選挙で理事会が選出された時点で、公法上の団体としての権限を取り戻したとしている⁽¹³⁾、フランクフルト・ゲマインデは1948年のゲマインデ規約において自分たちは法人であると述べている⁽¹⁴⁾。ゲマインデは明らかに自らを旧ゲマインデの延長線上にあるものとして認識していたのである。しかし実際には、ゲマインデの戦後の再結成は公法上の団体というかつての法的地位への自動的な復帰を意味するものではなく、ゲマインデは再び宗教法人として認可されるために相応の手続きを踏まねばならなかった。例えば前述したフランクフルト・ゲマインデが法人として新たに認可されたのは1949年になってからのことである。

自らを戦前ゲマインデと同一視する立場は、米地区のゲマインデを代弁する「米地区ユダヤ人ゲマインデ利益代表部」の1949年8月の決議に明確にされている。

「現在のゲマインデは旧ゲマインデと同一であり、いわゆるゲマインデの〈解体〉やく自己解体〉は国家権力の濫用やナチの圧力によるものであったため、無効と見なしうる。実際には、ゲマインデの存在が中断されたことなどなかった。」⁽¹⁵⁾

しかし、戦後ゲマインデが戦前ゲマインデと同一であるという主張は、客観的に見れば全く受け入れられないものであった。第一に戦後ゲマインデは戦前ゲマインデの数十分の一の規模でしかなかったし、またゲマインデのユダヤ人の少なからぬ部分が、戦後に東欧からドイツにやって来てそのまま居残ったユダヤ人DP⁽¹⁶⁾であった。さらに、ゲマインデのドイツ系ユダヤ人にしても、皆が戦前からそのゲマインデに属していたわけではなかった。収容所で解放されたユダヤ人が、生まれ故郷に戻らずそのまま収容所近くの都市に住み着くことが多かったからである。また、当初生き延びたドイツ系ユダヤ人1万5千人の7割以上は、キリスト教徒の配偶者を持つために比較的優遇され、そのために生き残ることのできたいわゆる「混合婚」のユダヤ人であったが、このような者の中にはユダヤ教徒としての意識が極めて薄く、戦後になって生まれて初めてゲマインデに参加した者も少なくなかった。つまり、戦前ゲマインデと戦後ゲマインデの間の人的連続性は非常に稀薄であり、JRSOが「現在偶然にドイツに住んでいる2万3千人のユダヤ人」⁽¹⁷⁾に不相応に巨額な財産を残すことはできないと主張したのは、十分に理解できることであった。

4) JRSOとゲマインデの対立

JRSOは財産の相続者ではあったが、実際には財産を管理運営する信託会社のようなものであり、返還された財産はナチ犠牲者の救済のためできるだけ早く売却された。その売却利益は、世界規模での救援活動を行うジュウイッシュ・エージェンシーとジョイントに配分された。前者はイスラエルでの移民の受入とその吸収に、後者は主にイスラエルを除いた世界各国でユダヤ人コミュニティへの援助を行っており、回復した財産をこの二組織の活動資金に充てることにはJRSO理事会の合意があった。数字を挙げると、1948年から1953年までの5年間のJRSO売却利益のうち、56%がジュウイッシュ・エージェンシーへ、26.4%がジョイントへ配分され、残りは組織運営費などの諸経費に使われている⁽¹⁸⁾。米地区のユダヤ人を代表する組織としてJRSO理事会の一員である「利益代表部」へは、ジョイントに配分された資金の一部がゲマインデ援助として還元された。

しかしゲマインデはドイツ・ユダヤ人社会が残した財産に対しては、ドイツに住む者として特別な権利があると考えていたから、JRSOが回復した財産の大半がドイツ外のユダヤ人のために使われる状況には強い不満があった。ゲマインデのJRSO理事会への参加がほとんど形だけとなっていたこともあり、公共財産の相続・売却に関して決定権がないゲマインデは、本来自分たちに属するものが海外に流出していると感じていた。

さらに彼らには公共財産の相続に固執する理由があった。それはナチ迫害の結果として生じたゲマインデの困窮である。先に述べたように、ドイツ・ユダヤ人の生き残りの大半は混合婚のユダヤ人であった。彼らは1935年のニュルンベルク法でドイツ人とユダヤ人の結婚が禁じられる前にすでに結婚していた者であるため、必然的に中高齢者が多くなる。例えば、1947年の時点でゲマインデの平均年齢は55歳であった⁽¹⁹⁾。それに加えて迫害による健康障害で就労不可能となった者も多く、ゲマインデは生産的な集団であるとは言い難かった。また、身一つでドイツにやって来てそのまま居残ったDPや、移住先から帰国してくるユダヤ人は経済基盤を欠いており、彼らの生活の再建を援助する必要がある。1952年初頭に西ドイツ全土のゲマインデでは、60歳以上であるかまたは就労不可能である者の割合は60%ほどにもなり、これらは主に年金、社会福祉などで生活しており、反対に就労者は全体の20%にも満たなかったという⁽²⁰⁾。このような環境においてゲマインデの最大の課題は明らかにメンバーに対する福祉業務であったが、その財源はジョイントやラント政府からの援助に全面的に依存していた。ドイツでは従来、宗教共同体は「教会税」という形でゲマインデのメンバーに対して徴税権を持っており、これがゲマインデの主な収入源となる。しかし戦後に結成されたゲマインデは、宗教法人として認可されるまでは徴税権を持たないため税による収入はない。つまり当時は返還された財産がほとんど唯一の収入源であった。不要な不動産を売却、または賃貸することができるからだ。そのためゲマインデの将来は、

旧ゲマインデ財産の相続にかかっていたといっても過言ではない。

さらにゲマインデにはJRSOが活動を終了し、ジョイントからの資金援助がなくなる時が来るという予想のもと、その時までにはゲマインデの経済基盤を確立しなければならないという強迫観念があった。忘れてならないのは、当時は一連の補償法による西ドイツ政府の救済措置が始まる前の段階であることだ。また、終戦以来常に海外の同胞の援助に頼らざるを得なかったゲマインデには、他者の慈悲を請うているという意識があり、それがユダヤ人の自尊心を傷つけていた。これに対して公共財産の確保は、まずゲマインデの経済的自立をもたらすであろうと思われた。そして経済的自立とは、海外の同胞への精神的依存からの解放をも意味していた。

ゲマインデのローカルな要求に対してJRSOは、「ユダヤ民族全体」の利益を代弁する非営利団体としてドイツだけでなく世界中のナチ犠牲者を視野に入れて活動する必要があるがあった。そのためには困窮状態を基準にユダヤ人救援の「優先順位」⁽²¹⁾をつけざるを得なかったのである。例えばイスラエルに移住したホロコーストの生き残りは1950年代に入ってもテント生活を強いられており、ジュウイッシュ・エージェンシーに配分された資金の多くはこのような移民を収容するためのプレハブ住居の購入に当てられていた⁽²²⁾。それに比べるとゲマインデのユダヤ人の状況は、まだ「まし」であると言えた。

しかしJRSOはドイツのユダヤ人の利益も含めてユダヤ世界全体の利益を代表していたから、ゲマインデにも収益の一部を還元するように配慮していたし、公共財産に関しては、現地のユダヤ人が実際に必要とするシナゴグや老人ホームなどはゲマインデに残す必要があると考えていた。JRSOは決してドイツでのゲマインデの存在権を否定していたわけではなかったのである。ゲマインデが現に存在し、これからも存在するであろうという認識があり、ゲマインデ援助の必要性は理解されていた。しかし困窮するユダヤ人の現時点での救済を課題とするJRSOと、将来のための財産を確保しておきたいとするゲマインデとは、目標設定がすでに違っていた。ユダヤ民族全体が存続の危機に直面していたとも言える当時、JRSOの眼にはゲマインデが利己的にも実際に必要とする以上の財産を要求していると映ったのであった。それが「この小さな、時には無責任な集団に、公共財産を引き渡すわけにはいかない」⁽²³⁾とJRSOが考えた理由であった。しかしゲマインデにしてみれば、このようなJRSOの姿勢は「ドイツのゲマインデに暮らす人々の実際の状況を理解していない」⁽²⁴⁾しるしであるように思われたのである。

5) アウクスブルク・ケース

しかしながら、JRSOが米軍政府にユダヤ民族全体の利益を代表する継承団体として認定されている以上、ゲマインデにはJRSOと話し合っただけでゲマインデ財産の分配について合意する以外には財産を相続する方法はなかった。長く、時には困難をきわめた交渉の後、1953年までにフランクフルト、フュルト、ニュルンベルク、アウクスブルクを除く米地区すべてのゲマインデが

J R S Oとの合意に達した。ここまでの時点では、平均して旧ゲマインデ財産の約41%を戦後ゲマインデが、約59%をJ R S Oが相続している⁽²⁵⁾。

大半のゲマインデが1950年から53年の間にJ R S Oと合意に達していたのと対照的に、あくまでゲマインデの継承権を主張し、J R S Oと真っ向から争うことを辞さなかったのがアウクスブルク・ゲマインデであった。アウクスブルクはヒトラー以前は千人以上のメンバーを抱えたゲマインデであったが、戦後は30人強のドイツ系ユダヤ人を数える程度にまで縮小し、そしてそのほぼ全員が混合婚のユダヤ人であった⁽²⁶⁾。このうち、戦前からアウクスブルクに住んでいた者は15人程度にすぎなかった⁽²⁷⁾。

アウクスブルク・ゲマインデとJ R S Oの対立の原因は、双方が戦前ゲマインデが所有していた不動産に対し、別々に返還要求を申し出たことに端を発している。返還要求に対処する機関には四段階あり、要求はまず返還する側とされる側の話し合いによる平和的解決が試みられる「返還事務所 (Restitution Agency)」に持ち込まれる。ここで二者が合意にいたらない場合には、ドイツ法廷の一部である「返還裁判所 (Restitutiton Chamber)」へ移されるが、ここでの判決に不服な場合はその上の上級地方裁判所への上告が可能である。この上には米軍の司法権に属する「返還控訴裁判所 (Court of Restitution Appeal : C O R A)」がある。

この件の展開を見てみると、返還義務を負ったバイエルン州と戦後ゲマインデが、返還事務所を介した交渉において、J R S O抜きで合意に達したことがまず最初にあった。ラントはゲマインデに財産を返還し、ゲマインデは自らを土地所有者として登記した。しかしこの合意のなかに返還裁判所での決定を要する事項があったため、案件は第二機関に移され、ここで初めてJ R S Oはゲマインデとラントの合意について知らされた。当然J R S Oは合意を不服とするが、1953年2月9日にアウクスブルクの返還裁判所は、戦後ゲマインデは戦前ゲマインデと同一の存在であるゆえ、ゲマインデによる財産の相続は適切であるという判決を下した。その根拠として、法人の認可を行うバイエルン文部省が、戦後アウクスブルク・ゲマインデは迫害を受けた戦前のゲマインデと同一であるゆえ、再び宗教法人として登録する必要はないと1947年2月7日に判断した事実を挙げている⁽²⁸⁾。つまり、ゲマインデは1941年に「ドイツ・ユダヤ人全国連合」へ強制的に「編入 (Eingliederung)」されたものの、「解体 (Liquidation)」されたわけではなく、ゲマインデの存在は断絶していないと判断したのであった。この見解は、第二審のミュンヘン上級地方裁判所でも1953年6月29日の判決で支持された。さらにここではゲマインデの「解体」とは、その存在が法的にも実質的にも完全に消滅し再建が全く不可能である場合のことを言う、という見解が示されている⁽²⁹⁾。

ミュンヘンでの判決は、内外のユダヤ人に非常に大きなショックを与えた。600万という犠牲者を出した後に、ユダヤ人同士がよりにもよってドイツの法廷で争うことになるとは考えられなかったのである。また当時海外ユダヤ人社会の指導者達は、非ユダヤ世界に対してユダヤ世界の団結

を示すことに心を砕いていた。というのも1950年代に入るとJRSOは、未処理の返還要求に関する権限を一括してラント政府に売り渡し、今後はラント政府がドイツ人の財産所有者に対して返還を要求するという「一括清算 (bulk settlement)」の交渉を進めていた。このようにJRSOがドイツ行政側と巨額の請求権をめぐる交渉をしている時は特に、ユダヤ人同士の不協和音が表面化するのには都合が悪かった。ユダヤ人社会内での意見・利害の対立を、ドイツ側に利用される恐れがあったからである。JRSOがゲマインデとの問題をできるだけ話し合いで解決し、争いをドイツの法廷に持ち込むのを極力避けようとしたのにはそのような背景があった⁽³⁰⁾。このような意味では、アウクスブルク・ゲマインデの行為はユダヤ世界に対する裏切りに等しかったのである。

JRSOは、ユダヤ人同士の裁判がドイツ社会に与えるであろう印象を予期しながらも、あえて控訴という手段を選んだ。CORAでの裁判では、戦前ゲマインデと戦後ゲマインデの同一性について、つまりゲマインデの解体はあったのか否かという点が問題とされた。これに関しCORAは、まず「ドイツ・ユダヤ人全国連合」へゲマインデを組み込むことは、ユダヤ人財産搾取のための措置であったことを指摘している。そして1942年に当時の法務大臣が、「帝国公民法」第10条令の解釈として、全国連合への編入はゲマインデの権利能力の喪失をもたらし、ゲマインデはその自主性を完全に失うと述べていることなどを挙げ、ゲマインデの「編入」とは実際には「解体」を意味していたと述べた⁽³¹⁾。ここにおいて上級地方裁判所での判決は覆され、唯一JRSOに相続権が認められた。

CORA判決は、JRSOと残されたいいくつかのゲマインデの間で継続中であった交渉を合意へと一気に押し進める要因となった。合意を先延ばしにしてもゲマインデの得るところは少ないことが示されたからである。さらにこの判決は、権利継承者問題において一つの絶対的な基準を確立した。戦前ゲマインデと戦後ゲマインデの間には連続性がないという点が明確にされたのであり、これはその後の補償問題において権利継承者の問題が発生した際には決定的な判例となった。

6) 権利継承者問題が意味したもの

では権利継承者問題は、海外ユダヤ人社会とドイツのゲマインデの双方にとって、どのように位置づけられるものであったのだろうか。

まず、海外ユダヤ人社会にとっての権利継承者問題であるが、JRSO理事会のメンバーでもあり、補償問題に深くかかわってきたアメリカ・ユダヤ人委員会 (American Jewish Committee) のパリ事務所が1948年にニューヨークの本部に宛てた報告には次のようにある。

「我々パリ事務所では、(..) 法的存在としてのゲマインデの存続という、狭い法解釈にこだ

わった問題の解答がどうであれ、ゲマインデ財産が生き残りグループのものになるのは原則として間違いであるという結論に至った。まず、現ゲマインデはかつてのもの1、2パーセントの規模でしかない。二つめに、ゲマインデはその大部分が混合婚のユダヤ人か、または戦前は他のゲマインデに属していたユダヤ人によって構成されている。第三には、そしてこれが一番大切なのだが、小さな集団に多くのゲマインデ財産を返還すると、ユダヤ人のドイツ残留を奨励することになりかねない。我々はそのような結果は間違いであると確信している。」⁽³²⁾

これからも分かるように、ゲマインデ存在の法的解釈やゲマインデの規模といった客観的事項は、海外ユダヤ人にとって必ずしも問題の核をなすものではなかった。問題の本質は、明らかに戦後ドイツでユダヤ人の生活が営まれてよいのかという問いにあったのである。

というのも、終戦直後のユダヤ世界においては、ドイツにおけるユダヤ人の歴史はナチズムの崩壊と共に終焉したという意見が大勢を占めていた。ホロコーストの後にドイツでユダヤ人社会が再建されるべきではないという広範囲な同意があり、生き残った者も自主的にドイツを去るだろうと考えられていた。しかしこのような予想に反して、生き延びたドイツ系ユダヤ人の約半数はドイツで生活を再建する道を選んだし、海外移住から帰国する者もいた。またパレスチナへゆくはずであったDPの一部でさえドイツに残留した。このような事態は、ドイツを呪われた土地だと見なしていた海外のユダヤ人にとっては、まったく受け入れ難いものであった。そのため彼らの間には、イスラエルという国が存在しているにもかかわらずドイツでの生活を選択したユダヤ人に対する不信感があった。不信感は、生き残ったドイツ系ユダヤ人の多くが異教徒との結婚によって迫害を生き延びたという事実によりさらに強まった。ユダヤ人集団としては、ゲマインデはあまりにも辺境的であるように思われたのである。

ゲマインデに対する海外ユダヤ人社会のこのような姿勢が、JRSOの活動方針にも見え隠れしていた。崩壊したヨーロッパのユダヤ人社会を継承する者は、生きながらえて細々と存続している各地のコミュニティではなく、ディアスポラの存在の昇華とも言うべきイスラエルでなければならないという意識が根底にあった。このような理解は、財産の相続という現実的な次元においては、ゲマインデのような「非ユダヤ的ユダヤ人」の集団に大きな財産を与える必要があるのかという問いと直結していた。つまり、権利継承者問題には、ドイツに暮らすユダヤ人に対する、さらにはドイツという国自体に対する、アウシュヴィッツ後のユダヤ世界の認識が映し出されていたのであった。

一方ゲマインデの側は、海外の同胞のこのような姿勢を前にして、権利継承者問題にドイツで自己の「存在する権利」⁽³³⁾を求める闘いを見ていた。同胞から一ランク下のユダヤ人、さらにはユダヤ世界の「パリア」⁽³⁴⁾として扱われているという強い不満を持っていたゲマインデにとって、

自らを戦前ゲマインデの正統な権利継承者である、またドイツ・ユダヤ人社会の伝統と文化を次世代に伝える使命があると主張することは、ゲマインデに自己主張の場を与えただけでなく、ドイツでの存在理由をも与えるように思われたのであった。

しかしながら、海外ユダヤ人との議論を通して戦前ゲマインデと戦後ゲマインデの非連続が明白にされたことで、ゲマインデは1945年という年にドイツにおけるユダヤ人の歴史の一つの断絶を認めざるをえなかった。この認識は必然的に、自分たちはいったい何者であるのか、という問いと向き合うことを彼らに強いたのであった。ゲマインデ・メンバーの半数近くが東欧出身の元DPにより構成されること、そしてゲマインデの文化的・宗教的特徴も戦前のドイツ・ユダヤ人社会のそれとは異なっていること、これらの事実を前に彼らは自らを新しく定義せざるを得なかったのである。そのような意味で権利継承者問題は、ゲマインデのユダヤ人をして「ドイツ系ユダヤ人 (deutsche Juden)」でも「ユダヤ系ドイツ人 (jüdische Deutsche)」でもなく、「ドイツのユダヤ人 (Juden in Deutschland)」、つまり「ドイツに住むユダヤ人」としてのアイデンティティーを確立してゆくきっかけを作ったのだと思われる。

註

- (1) プレーメンと米軍占領下の西ベルリンを除く。なお、本稿では連邦共和国成立後についてもそのまま「米地区」と表記する。
- (2) World Jewish Congress, *Unity in Dispersion. A History of the World Jewish Congress*, 1948, p.231.
- (3) Nahum Goldmann, *Community of Fate: Jews in the Modern World. Essays, Speeches and Articles by Nachum Goldmann*, Jerusalem 1977, p.52.
- (4) ユダヤ返還委員会は、1946年末には組織としての形ができていたと思われる。組織結成の目的として次のように述べられている。「ナチ、ファシストの迫害と差別の犠牲となったユダヤ人個人、ユダヤ人組織、文化・慈善基金、財団、またユダヤ人コミュニティのために、またはそれに代わって、さらにその継承者として、財産またはあらゆる形の財産権の返還要求に関する問題、または迫害や差別の結果としてこうむった損失や損害に帰因する賠償・補償要求に関する問題において、援助し行動すること。前述した事柄に関連し、(…) 財産またはあらゆる形の財産権を見つけだし、要求し、獲得し、受取り、保管し、維持し、管理し、運営し、賃貸し、清算し、または処分すること。そしてその収益、利益、売上を犠牲者の救済、リハビリ、回復、再定住または移住のために利用すること。(…)」(American Jewish Joint Distribution Committee Archives, New York (JDC-NY), Folder 4264, "Certificate of Incorporation of the Jewish Restitution Commission", 25. 4. 1947.
- (5) Ernst H. Weismann, "Die Nachfolgeorganisationen", in: Walter Schwarz, *Die Wiedergutmachung nationalsozialistischen Unrechts durch die Bundesrepublik Deutschland*, Band 3, München 1974, S.727.
- (6) American Jewish Committee, Jacob Blaustein Oral History Project, Interview of Mr. Saul Kagan, 1971, p.3. ソール・ケイガンは Jewish Restitution Successor Organization の書記として長年その活動に携わった。
- (7) Law No.59, Article 8, in: Office of Military Government-Germany, United States Area of Control, *Property Control. History, Policies, Practices and Procedures of the United States Area of Control*, November 1948, p.23.
- (8) YIVO Institute for Jewish Research (YIVO), American Jewish Committee Collection, 347.7. Foreign Affairs Department (FAD) 41-46, Box 31, Military Government-Germany, United States Area of Control, "Regulation No.3 under Military Government Law No.59".

- (9) 理事会を構成する12のユダヤ人組織は以下の通り。Agudas Israel World Organization, American Jewish Committee, American Jewish Joint Distribution Committee, Anglo-Jewish Association, Board of Deputies of British Jews, Central British Fund for Jewish Relief and Rehabilitation, Conseil Représentatif des Juifs de France, Council for the Protection of the Rights and Interests of Jews from Germany, Interessenvertretung Israelitischer Kultusgemeinden in der US-Zone, Jewish Agency for Palestine, Jewish Cultural Reconstruction Inc., World Jewish Congress.
- (10) YIVO, 347. 7. FAD 41-46, Box 31, "Designation of Successor Organizations Pursuant to Military Government Law No.59 and Appointment of a Successor Organization to Claim Jewish Property".
- (11) Eriesel Hildesheimer, *Jüdische Selbstverwaltung unter dem NS-Regime*, Tübingen 1994, S.52.
- (12) Zentralarchiv zur Erforschung der Geschichte der Juden in Deutschland (ZA), Heidelberg, B1/13, A412, "Protokoll der Sitzung der Interessenvertretung der jüdischen Gemeinden und Kultusvereinigungen der drei westlichen Zonen", 2. 3. 1947.
- (13) ZA, B1/13, A221, "Vorstand der Israelitischen Kultusgemeinde Nürnberg an das Central Committee of the Liberated Jews in Bavaria", 9. 1. 1946.
- (14) Alon Tauber, "Die Entstehung der jüdischen Nachkriegsgemeinde in Frankfurt am Main 1945-1949", unveröffentlichtes Manuskript, 1998, S. 4. (ハイデルベルクのドイツ・ユダヤ人中央文書館のスタッフであるタウバー氏より、筆者が個人的に譲り受けた)
- (15) ZA, B1/13, A409, Interessenvertretung der jüdischen Gemeinden und Kultusvereinigungen, "Resolution", 7. 8. 1949.
- (16) DP (Displaced Persons) とは、大戦中の強制連行や戦闘地域からの避難などにより、本来の居住地から dis・place された者を意味する。一種の難民。大戦終了後、ポーランドなど東欧諸国では反ユダヤ主義的な事件が相次いだため、多くのユダヤ人が祖国を去り、パレスチナ移住を目的に西側連合軍支配下のドイツに流入した。1947年夏にドイツの英米仏三占領地区で暮らすユダヤ人DPの数は18万人を越えるほどであった。その大半は海外へ移住したが、1万2千人ほどはそのままドイツに残留した。
- (17) JRSO, *Betrachtungen zum Rückerstattungsrecht*, Koblenz, S. 81. (出版年度不明。1950年代始めと思われる)
- (18) JRSO, *After Five Years 1948-1953*, Nürnberg 1953, p.16.
- (19) Harry Maör, *Über den Wiederaufbau der jüdischen Gemeinden in Deutschland seit 1945*, Diss. Mainz, 1961, S.3.
- (20) Leo Baeck Institute (LBI), Council of Jews from Germany Collection, AR 5980, Folder 9, "Zentralwohlfahrtsstelle an Dr. H. Reichmann, Council for the Protection of the Rights and Interests of Jews from Germany", 2. 1. 1952.
- (21) JRSO, *Betrachtungen*, S.80.
- (22) JRSO, *After Five Years*, p.19.
- (23) JRSO, *After Five Years*, p.12.
- (24) JDC-NY, 4264, "Landesverband der Jüdischen Gemeinden in Hessen to the Board of Directors of the JRSO", 17. 10. 1949.
- (25) JRSO, *After Five Years*, p.12.
- (26) LBI, AR 5890-10, Ernest Landau, "Macht Schluß mit dem Augsburger Gemeinde-Skandal!", in: *Neye Jiddische Zeitung*, 9. 9.1953.
- (27) LBI, AR 5890-10, "Bulletin No.282", 26. 8. 1953.
- (28) LBI, AR 5890-10, "Sofortige Beschwerde der JRSO an das Oberlandesgericht", 18. 3. 1953.
- (29) LBI, AR 5890-11, CORA, "Case No. 1237, Syllabus by the Court", 29. 10. 1954, p.4.
- (30) YIVO, 347. 7. FAD 41-46, Box 15, Office of Advisor on Jewish Affairs, "Conference on the Future of the Jews

in Germany”, 1. 9. 1949, p.53.

- (31) LBI, AR 5890-11, CORA, “Case No. 1237, Syllabus by the Court”, 29. 10. 1954, pp.9-10.
- (32) YIVO, 347. 7. FAD 41-46, Box 31, Max Isenbergh to the AJC Foreign Affairs Department, 28. 12. 1948.
- (33) *Allgemeine Wochenzeitung der Juden in Deutschland (Allgemeine)*, 25. 9. 1953, “Das Recht zum Dasein”.
- (34) *Allgemeine*, 13. 10. 1950, “Auch in Zukunft keine Konzessionen”.